

「鶴岡食文化ロゴ」使用の手引き

「ユネスコ食文化創造都市・鶴岡」をPRするため作成された「鶴岡食文化ロゴ」について、広く活用していただくための必要事項をまとめました。

1 鶴岡食文化ロゴのデザイン

使用できるデザインは次の7種類です。

A-1 和文縦	A-2 和文横
	
B-1 和英縦	B-2 和英横
	
C-1 英文縦①	C-2 英文縦②
	
C-3 英文横	
	

2 使用方法と条件

鶴岡食文化ロゴは、鶴岡市または鶴岡食文化の PR につながる印刷物などに使用できます。

次のような場合は使用できません。また、使用承認後に次のような事実が明らかになった場合、使用承認を取消し使用物の回収を求めることがあります。

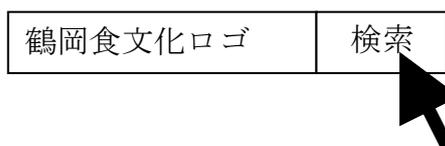
- ア 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- イ 特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されると認められるとき。
- ウ 鶴岡市暴力団排除条例（平成 24 年鶴岡市条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- エ ロゴを使用しようとする者固有の標章であるとの誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- オ 鶴岡市及び鶴岡食文化の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
- カ 鶴岡食文化創造都市推進の取組の意義を損ない、又は取組の正しい周知若しくは理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- キ その他、会長が不適當であると認めたとき。

3 使用申請手続き

鶴岡食文化ロゴを使用する場合は、事前に申請をして承認を受けてください。ただし、個人が非営利で鶴岡食文化について情報発信する場合は申請の必要はありません。

申請書の様式は、鶴岡市役所 1 階総合案内の他、鶴岡市役所 5 階鶴岡食文化創造都市推進課及び、及び各地域庁舎窓口に備え付けます。

また、鶴岡市のホームページ、鶴岡食文化創造都市推進協議会のホームページからダウンロードできます。



使用申請様式

別記様式1（4関係）

鶴岡食文化ロゴ使用承認申請書											
年 月 日											
鶴岡食文化創造都市推進協議会 会長 様											
鶴岡食文化ロゴを使用したいので、次のとおり申請します。											
申請者	住所 〒										
	名称または氏名										
	代表者職氏名										
	担当者職氏名										
	所在地	〒									
	電話番号		ファクシミリ番号								
	電子メールアドレス										
使用目的											
使用する ロゴ	A-1 和文縦 A-2 和文横 B-1 和英縦 B-2 和英横 C-1 英文縦① C-2 英文縦② C-3 英文横 ※使用するロゴを選び○をつけてください。										
使用方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ロゴを使用する物品の種類、数量、大きさ、ロゴ使用位置、ロゴ周辺の記載事項がわかるよう具体的に記入してください。使用方法がわかる図面、原稿等の添付で代えても結構です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">印刷等第三者に依頼する場合 依頼先について記入してください。</td> <td style="width: 60%;">名称または氏名</td> </tr> </table>			品名	数量					印刷等第三者に依頼する場合 依頼先について記入してください。	名称または氏名
品名	数量										
印刷等第三者に依頼する場合 依頼先について記入してください。	名称または氏名										
使用予定 期間	年 月 日 ~ 年 月 日 （最長使用開始翌々年度末）										

使用承認様式

別記様式2（6関係）

承認番号	号
年 月 日	日
_____ 様	
鶴岡食文化創造都市推進協議会 会長 印	
鶴岡食文化ロゴ使用承認書	
<p>年 月 日付で申請のありました鶴岡食文化ロゴの使用を承認します。</p> <p>使用にあたっては、鶴岡食文化ロゴ使用管理要綱の規定及び下記の事項を守ってください。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none">1. ロゴの使用期間は、承認の日から 年 月 日までです。これを超えて使用する場合、新たに使用承認申請を行ってください。2. ロゴが使用された物品の現物1点または写真を提出してください。提出された物品の現物または写真は返却しません。また、鶴岡市又は協議会が鶴岡食文化創造都市推進に係る広報の目的で使用する場合があります。3. ロゴの著作権は鶴岡市に帰属します。使用者がロゴを独占的に使用することはできません。4. 鶴岡食文化ロゴ使用管理要綱の別記「鶴岡食文化ロゴ表示マニュアル」を守り、ロゴを改変することなく使用してください。5. 使用承認を受けた事項以外にロゴを使用しないでください。なお、申請内容に変更が生じる場合、新たに申請が必要となる場合もあります。6. ロゴは使用される物品の品質や記述の信頼性を保証するものではありません。7. ロゴの使用に関する問題が生じた場合、使用者が速やかに対処する責任を負い、鶴岡市及び鶴岡食文化創造都市推進協議会は一切の責任を負いません。8. 鶴岡食文化ロゴ管理要綱の11に該当した場合、使用承認を取り消し、使用の停止を求めるとともに使用物品等の回収を命じます。なお、取消により使用者に生じた損害について、鶴岡市及び鶴岡食文化創造都市推進協議会は一切の責任を負いません。	

使用承認申請書の記載例

別記様式 1 (4 関係)

鶴岡食文化ロゴ使用承認申請書			
令和 3 年 5 月 1 5 日			
鶴岡食文化創造都市推進協議会 会長 様			
鶴岡食文化ロゴを使用したいので、次のとおり申請します。			
申請者	住所 〒997-XXXX 鶴岡市〇〇町X-X		
	名称または氏名 △△食文化産業株式会社		
	代表者職氏名 代表取締役社長 △△ △△		
	担当者職氏名	総務課 □□ □□	
	所在地	〒997-XXXX 鶴岡市〇〇町X-X	
	電話番号	0235-25-XXXX	ファクシ番号 同左
	電子メールアドレス	abc@def.com	
使用目的	鶴岡産野菜を使ったお菓子の販売用パッケージに使用し、使用食材と鶴岡の食文化を紹介する。		
使用するロゴ	A-1 和文縦 A-2 和文横 B-1 和英縦 B-2 和英横 C-1 英文縦① C-2 英文縦② C-3 英文横 ※使用するロゴを選び○をつけてください。		
使用方法	クッキー（150g入り）用の袋にロゴを印刷したシールを貼りつける。 ・シールのサイズ：縦4cm×横6cm ・貼付位置：袋の表側右下部分 ・ロゴシールの図柄と貼付イメージは 別添資料のとおり		
	印刷等第三者に依頼する場合 依頼先について記入してください。		名称または氏名 ●●印刷株式会社
使用予定期間	令和 3 年 6 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日 (最長は使用開始から翌々年度末まで)		

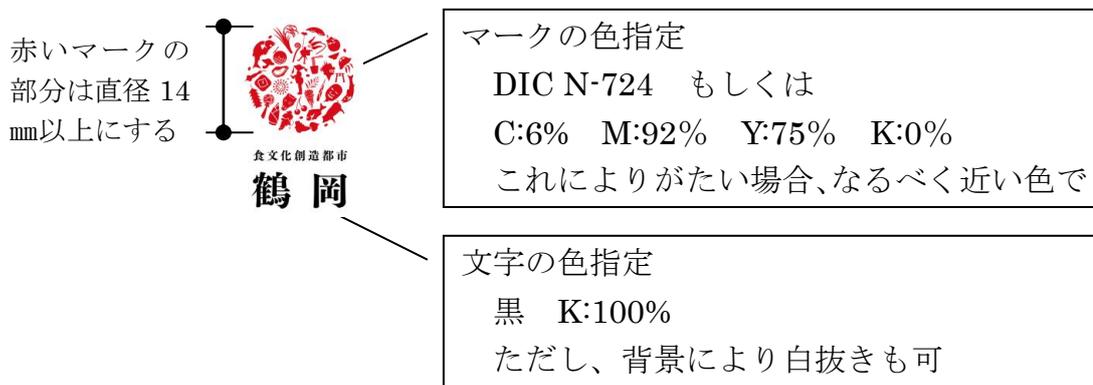
4 ログデータの入手について

鶴岡市及び鶴岡食文化創造都市推進協議会ホームページから、ロゴデータをダウンロードして使用してください。

5 ロゴの表示方法について

鶴岡食文化ロゴ使用管理要綱の別記「鶴岡市食文化ロゴ表示マニュアル」を守ってください。

- ロゴは使用用途に応じて拡大・縮小できますが、全体を一つのものとして扱ってください。部分的に使用したり、ロゴの形状を変更・加工したりすることはできません。
- ロゴの赤く丸いマーク部分は直径 14 mmが最少です。
- マーク部分と文字部分の色は次のとおりです。モノクロ印刷の場合などに限り、黒一色での印刷も可とします。



6 出来上がった商品や印刷物を提出してください

使用承認を受け作成した現物または写真を事務局に提出してください。提出されたものについては返却しません。

7 使用にあたっての注意事項

ロゴの使用によって生じる問題について、鶴岡市及び鶴岡食文化創造都市推進協議会は一切関知しません。苦情等が生じた場合、使用者の責任で必要な処理を行ってください。

8 Q & A

個人による非営利の使用

- Q 1 年賀状にロゴを印刷して鶴岡市を紹介しようと思いますが、申請が必要ですか？
- A 1 個人が表示マニュアルを守り非営利で使用する場合、申請手続きは不要です。
- Q 2 ロゴのデザインが気に入りました。自分の持ち物にロゴを印刷してもいいですか？
- A 2 鶴岡市や鶴岡食文化を PR する目的で、あなた固有のロゴだと誤解されないような方法で使用してください。

営利での使用

- Q 3 営業用の名刺に使いたいのですが。
- A 3 名刺に使う場合、特に大きさに気を付けてください。シンボルマークの各要素が判別できるよう、14 mm以上（印刷の方法によってもっと大きくしてもらう必要があるかもしれません。）にしてください。
- Q 4 鶴岡出身ですが他県で農家をしています。鶴岡市を紹介するため野菜のパッケージにロゴを使用してもいいですか？
- A 4 ロゴの使用により商品が鶴岡産であるなどの誤解を招くおそれがあるので、商品のパッケージには使用しないでください。なお、商品とは別に鶴岡市を紹介する印刷物などを作成する場合はロゴを使用できます。
- Q 5 東京で料理教室の講師をしており、次回の講座は鶴岡の行事食をテーマにする予定です。鶴岡産の食材を使わないと、チラシやホームページでの紹介にロゴを使用できませんか？
- A 5 鶴岡の食文化を紹介する目的でロゴを使用できます。ただし、使用食材について鶴岡産との誤解を招くことのないようにしてください。
- Q 6 印刷業者に依頼してチラシを作ってもらいます。この場合、印刷業者が申請するのでしょうか？
- A 6 商品やチラシを発注する人（事業所）が申請します。申請様式に依頼先について記入する欄がありますので、必ず記入してください。依頼先となる個人や事業者は、承認を受けた事項に限り一時的にデータを使用できるものとします。

Q7 商品のパッケージにロゴを印刷しました。使用期間を過ぎて残った在庫はもう販売できませんか？

A7 承認された使用方法で期間（承認の日から最長2年間）内に作製したものであれば、そのまま販売して構いません。新たに作製する場合は改めて申請手続きをしてください。

Q8 イベント用ポスターにロゴを印刷するため使用承認をもらいました。当日のパンフレットにもロゴを使用したい場合、新たに申請する必要がありますか？

A8 別の目的物に使用することになるため、新たに申請をしてください。
なお、一つのイベントで二種類以上の目的物にロゴを使用する場合や年間の使用計画が決まっている場合など、まとめて申請手続きをすることもできます。

Q9 イベント用チラシへの使用承認を受けた後にイベントの内容が変更になりました。ロゴはそのまま使用して構いませんか？

A9 変更が著しい場合は改めて申請が必要となる場合もありますので、早めにご相談ください。

Q10 ロゴのシールを作って商品に貼付します。申請はシールについてだけすればよいですか？

Q10 シールについて申請する際、シールを貼る予定の商品一覧等も併せて提出してください。

共通

Q11 利用料はかかりますか？

A11 営利・非営利に関わらず、利用料は無料です。

Q12 シンボルマーク部分だけを使用できますか？

A12 ロゴの一部分だけを使用することはできません。文字部分と一体で使用してください。

Q13 ロゴをモノクロ印刷してはいけませんか？

A13 ロゴの印刷にはなるべく指定の色もしくはこれに近い色を使用してください。モノクロ印刷物等に使用する場合に限り、黒色での印刷も認めます。黒以外の一色での印刷はしないでください。

Q14 ロゴのシンボルマーク部分が細かくてよくわからないので、線を強調するなどしてもいいでしょうか？

A14 ロゴのデザインに変更を加えることは認められません。拡大・縮小する場合でも、縦横の比率や角度等変更せずに使用してください。

9 申請書提出・問合せ先

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡食文化創造都市推進協議会
(鶴岡市役所5階 食文化創造都市推進課内)
電話：0235-35-1185
FAX：0235-25-2990
E-mail：syokubunka@creative-tsuruoka.jp